平成２２年（フ）第５９３０号
大阪府吹田市昭和町23―４　ＪＵＡ307、住民票上の住所京都府宇治市宇治矢落38番地の38
債務者　福森　景子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５１号
大阪府守口市南寺方南通１丁目３番３号
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５２号
大阪府寝屋川市中木田町36番11号
債務者　謝敷　憲次
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５４号
大阪府守口市高瀬町４丁目７番14号　出石方
債務者　西口　良夫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５６号
大阪府東大阪市岩田町５丁目12番20―416号
債務者　柳井　博明
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５８号
大阪市西成区梅南１丁目１番11号ユキエ荘16号
債務者　文　　敏男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９５９号
大阪府門真市宮野町６番６号
債務者　藤原　雅士
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６２号
大阪市鶴見区今津北４丁目９番10号
債務者　紅野　邦子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６７号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ15―201号
債務者　辻本　勝彦
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７１号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目11番地　Ｄ45―203
債務者　中村　敏明
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７３号
大阪市平野区喜連東５丁目２番２―1003号
債務者　弓場　　啓
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７４号
大阪市淀川区田川北２丁目５番34号
債務者　原　　章子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９７８号
大阪府枚方市印田町25番４号
債務者　山本　純子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８３号
大阪市城東区関目２丁目14番28号
債務者　向川　和男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８６号
大阪府東大阪市金岡１丁目10番６号エトワールカナオカ
債務者　鈴木　重好
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９４号
大阪府大東市北条７丁目12番18号
債務者　村井　清二
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８４号
岡山県井原市上出部町276番地
債務者　藤植　　勉
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
岡山県井原市上出部町276番地
債務者　藤植サツミ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係